

町内どこまで乗っても

300円

誰とでも相乗り可能!

訓子府町内利用限定



# 高齢者ハイヤー利用サービス

## 利用登録のお知らせ

町内での  
お買い物に



通院や  
おでかけに

対 象

訓子府町民で75歳以上の方。

利用の流れ

- ① 役場企画財政課で利用登録をしてください。
- ② 登録証とサービス利用券を後日送付します。
- ③ 訓子府ハイヤーを町内で利用するときに、登録証を提示し、サービス利用券と300円を支払ってください。

申請の受付について

随時受付していますが、申請した月によってサービス利用券の交付枚数が変わりますのでご注意ください。

◆サービスの利用は、事前の登録が必要です。

申込み・問合せ

〒099-1498 訓子府町東町398番地  
訓子府町役場企画財政課 (庁舎2階 窓口12番)



47-2115

詳しくは

裏面をご覧ください

# 高齢者ハイヤー利用サービス について

このサービスを利用できるのは、訓子府町に住所を有する方で、満75歳に達する月の初日から利用できます。

利用するためには、利用登録申請書を提出していただき、町が発行する顔写真付きの「登録証明書」が必要となります。（実際に乗車するときは、その都度「サービス利用券」も必要となります。）詳しくは、下記のサービス内容をご覧ください。

※このサービスを利用する場合、利用登録の有無に関わらず利用券1枚で誰とでも相乗りが可能です。

※ハイヤーを一度降りたら、一旦タクシメーターを切って運賃を精算することになります。

## 利用登録について

### 【高齢者ハイヤー利用サービスに】

#### 登録している方は…

「登録証」をそのまま利用できますが、利用券の申請が必要です。（路線バス高齢者利用支援の申請と同時に申請できます。）

※申請時に印鑑が必要です。

#### 登録していない方は…

①役場の窓口に申請書を提出します。

窓口：役場庁舎2階 企画財政課

②役場から「登録証」と「利用券」を後日郵送します。

※ご本人が申請に来られない場合は、代理申請もできます。詳しくは裏側に記載の問合せ先までお問い合わせください。



※満75歳に達する月の、前の月の15日から申請できます。

※利用券は、登録した月から3月までの月数に5を乗じた枚数分（最大で60枚）と、追加交付分（最大で60枚）の合せて120枚が交付上限となります。

※お持ちの利用券の残り枚数が5枚以下になった場合、年度内に一度のみ追加交付申請が可能です。（最大で60枚）

※追加交付を希望される場合は申請が必要ですので、印鑑をご持参の上、企画財政課までお越しください。

#### ■ 利用登録に必要なもの

①利用登録申請書

②顔写真（縦3.5cm×横2.5cm）

※申請時に無料で撮影もできます。

③印鑑（認印）

④身分証明書（健康保険証・運転免許証等）



## ハイヤーの利用について

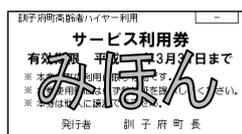
#### ■ 利用できる区域

訓子府ハイヤーを町内で利用した時に、町内のどこまで乗っても300円で利用できます。

※300円を超えた運賃は町が負担します。

※「登録証明書」や「利用券」を忘れると、サービスを受けられない場合があります。

※「利用券」は、月あたりの使用枚数の制限はありません。



#### ■ 利用のしかた

①「登録証明書」と「利用券」を持ってハイヤーに乗ってください。

※「利用券」は1回の乗車につき1枚必要です。（往復すると2枚必要です）

②ハイヤーに乗った時に、乗務員に「登録証」を見せてください。

③降りるときに、「利用券」と「300円」を乗務員に渡してください。

※料金は、メーター表示額にかかわらず300円を現金で支払ってください。